

第10回 京都市公契約審査委員会 会議録

- 1 日時 令和7年7月18日（金）午前9時30分から11時30分まで
- 2 場所 サンサ右京3階 交通局大会議室
- 3 出席者 松島格也委員長、川勝健志委員、土淵誠委員、西野佐弥香委員、原田大樹委員、松若恵理子委員、峯田真裕委員（五十音順）
以下、京都市
神田財政担当局長、山口管財契約部長、奥村契約課長、上嶋工事契約担当課長、山川上下水道局総務部契約会計課長、清水交通局企画総務部総務課長ほか
- 4 傍聴者 4名
- 5 会議の進行
 - 1 財政担当局長挨拶
 - 2 新任委員紹介
新しく委員に就任した委員を紹介（原田委員）
 - 3 議事
 - (1) 委員長職務代理者の指名等
(公契約審査委員会について)
 - ・松島委員長が川勝委員を委員長職務代理者に指名
(契約審査専門部会について)
 - ・松島委員長が原田委員を部会員に指名
 - ・松島部会長が川勝委員を部会長職務代理者に指名
 - (2) 契約審査専門部会の結果報告（事務局から資料に基づき説明）
 - (3) 京都市公契約基本条例の取組状況（事務局から資料に基づき説明）
 - 4 報告事項（上下水道局）

市内中小企業の受注等の機会の増大

峯田委員

資料3 2ページの中で公契約基本条例の制度の趣旨等が浸透しているのかといった議論がなされていたと思うが、こういった議論を踏まえてマニュアルの整備や説明会を開くといった対応をしているのか。

事務局

京都市の制度の趣旨等については、ホームページを含め、広く周知しており、工事分野においては、年に1度、制度の改正内容等を説明する場を設けている。

西野委員

経審点の推移について、興味深く感じたため、質問する。

条例制定時から令和7年度までに、平均点が約20点上がっているということだが、審査項目のうちどの項目で点が伸びていたのか、把握されていれば教えていただきたい。

事務局

本市の条例に基づく取組（市内中小企業の受注等の機会の増大）がどの程度、京都市経済に影響を与えているのかを分析するうえで、どのような指標が考えられるかを模索している中で、今回、経審点の推移について着目し、調査をした。

調査の結果、約10年間で、ゆるやかな上昇傾向にあるという事実は確認できたが、審査項目の中でどの部分が上昇しているかといった数字は、持ち合わせていない。

松若委員

条例の効果検証について、市内中小企業の収益に占める公契約の割合について、調査することは難しいと思うが、逆に、企業の収益の殆どを公契約が占めている等、依存しすぎているのも問題である。バランスの取れたビジネスとなっているのかといった観点からのチェックも必要なのではないかと感じた。

事務局

市内中小企業の収益に占める公契約の割合について把握することは困難であるが、こういった資料から分析できるかも含めて検討していく必要があると考えており、このような新たな視点を取り入れることも大事だと考えており、貴重なご意見をいただき、ありがたく思う。

松島委員長

条例に基づく取組が、条例の目的である「地域経済の健全な発展」「市民の福祉の増進に寄与すること」に対してどのような影響を与えているのかは、松若委員からご指摘いただいた点も含め、最適水準がどこなのか、あくまでバランスが大事である。可能な限り、色々な視点から分析を進める必要がある。引き続き、よろしく願いたい。

川勝委員

「市内中小企業の受注機会の増大」の取組が「競争性」に悪影響を与えていないか。「市内」に限定することにより、受注先が狭まり、その結果、「競争性」が低下してしまうことにも繋がりがねないため、このようなトレードオフの問題が起きていないかといった分析も必要だと感じた。

また、総合評価方式で、さまざまな政策要素を加味して評価していると思うが、技術評価が高いため、入札額が高い業者が落札したという逆転現象がどの程度起きているのか。例えば、これらのことを部会で議論してもいいと思うが、委員が部会で案件を抽出する際に確認しているリストだけでは読み取れないため、事務局として把握しているのであれば、リストの工夫を検討いただきたい。

事務局

総合評価の逆転現象について、本日、資料を持ち合わせていないが、部会の抽出リストとしてどのようにお示しすることができるのかも含めて検討させていただく。

川勝委員

京都市では、総合評価方式に多くの政策的要素を盛り込んでおり、業者は、点数の向上のため、努力されていると思う。業者の努力が報われているのかどうか明確に示されていることは、受注者側、発注者側、双方にとって大事な点だと感じたため、発言させていただいた。

公契約に従事する労働者の適正な労働環境の確保

西野委員

京都市発注工事の施工時期の平準化の取組状況及びCCUSの設置状況やタッチ数について把握されているか、教えていただきたい。

事務局

施行時期の平準化は、国に準じて「早期発注」や「債務負担行為の適切な運用」等の取組を進めている。CCUSについては、タッチ数についてまで資料は持ち合わせていないが、CCUS活用工事は試行段階であり、システムの履行状況を確認できた場合は、工事成績評定に加点するという取組を進めている。

西野委員

施工時期の平準化の取組により、年間の発注件数の分散は、ある程度実現できているのか。

事務局

徐々に実現に近づいているとは思いますが、まだ途上段階である。

土淵委員

急激な物価高、賃金上昇の中で、受注者は、仕事に見合った適切な賃金を受け取っているのか。また、下請や孫請に賃金は行き渡っているのか。

資料19ページで、週休2日制について記載があり、アンケートも実施されていると思うが、実際、休暇は取得できているのか。

事務局

工事については、国に準じてインフレライドを適用することにより適切に対応しており、物品についても、原則は、予定価格に契約期間中の労務費等の上昇を見込むこととし、労務費の上昇の影響を強く受ける契約で上昇分を予定価格に見込むことが困難なものについては、必要に応じて契約変更を行うものとしている。

このような取組を通じて、受注者へ適切な価格を支払っているものと考えている。

また、週休2日（現場閉所）は、令和6年度から発注者指定方式として「通期の週休2日（現場閉所）」を本市の全ての工事を実施している。取組実績についても、令和6年度は100%を達成しており、休暇は取得されているものと考えている。

土淵委員

今年は、更に最低賃金上がる可能性もある。今以上に予定価格に上乗せするといった取組も検討していく必要があると感じた。

また、週休2日制だが、例えば雨で工事ができない場合は、休日扱いとなり、工期の関係で、その後、長期で休みなく働かなければいけないような事例も聞いたことがある。京都市として、しっかりと指導、対応していただきたい。

事務局

令和6年度からは「通期の週休2日（現場閉所）」を、令和6年8月以降は、受注者希望方式で「月単位の週休2日（現場閉所）」を実施しており、今後は国に準じて「週単位の完全週休2日（現場閉所）」の導入についても検討していく。

土淵委員

働く女性が増えている中で、現場での女性専用のトイレや更衣室の確保等、京都市において配慮いただきたい。また、京都市の公契約基本条例は賃金下限条項の定めがない条例であると聞いており、是非、賃金下限条項の導入についても御検討いただきたい。

事務局

国でも毎年、女性の就業者数を増やすことを目標に掲げており、働く女性の環境づくりの重要性は認識している。国から他都市の事例集も提供いただいております。今後、取り組んでいけるように努めていく。

公契約を通じて社会的課題の解決に資する取組

松若委員

条件付きではあるが、令和7年度から電子契約への対応を開始されているとのことであるが、ペーパーレスの時代でもあり、電子契約の推進度合いを教えてください。

事務局

現時点では、基本的には、紙の契約がほとんどを占めている。

松若委員

時代の流れとして、電子契約は進んできており、業務の効率化という観点からも、推進すべきである。これまで公契約に参入していなかった業者が電子契約ということで公契約を受注することとなれば、新技術の提供等も受けることができると考える。

その他

松島委員長

資料38ページで、これまでから様々な参考データを掲出しているが、例えば、参考2（予定価格が2億円を超える工事契約で最低制限価格又は失格基準価格未満での応札者数の推移）で、「約3割で推移している」と記載しているが、約3割が多いのか少ないのかということの判断が難しい。この数値の適否について、国や他都市と比較するなどして分析することは可能か。

事務局

国や他都市が当該数値を算出しているのかも含め、調査が必要だが、何ができるか検討する。

松島委員長

単に一例であり、可能な範囲でデータを集め、数値に対する評価をしていただければと思う。

原田委員

条例第2条第3号で市内中小企業の定義を「本市の区域内に本店又は主たる事務所を有するもの」と示しているが、過去に本店又は主たる事務所は京都市にないが、中規模程度の支店が京都市にある場合に、「自分たちに受注機会が与えられないのはおかしい」といった苦情があったことはあるか。市内中小企業の受注等の機会の確保については、京都市民の代表である議会によって定められた条例に基づく施策なので、この是非については議論しないが、過去の最高裁判決でも、地元業者であるという一事をもって優遇することは許されないとの判決がでており、京都市でもそういった紛争がなかったのか気になったため、質問した。

また、条例第2条第1号の公契約の定義に「指定管理協定」の文言があるが、「指定管理協定」についてはおそらく、指定管理者を指定する際に市内中小企業が優先して指定されることはないが、指定管理協定の締結後は、条例に基づき労働環境等を確認するという理解でよいか。

事務局

詳細な資料等は、持ち合わせていないが、そういった内容による法的紛争はなかったように思う。

「指定管理協定」については、委員の御指摘のとおりである。

小括

川勝委員

京都市では、条例を通じてさまざまな政策を取り入れ、実践している。それ自体は否定しないが、やはりその取組が、どの程度の効果を生じているのかという調査は必要である。

「市内中小企業の受注機会の増大」を例に挙げるなら、今回分析いただいたような経済への効果も一つだが、それだけではなく、災害時の対応や建設事業者の育成等も含まれており、これらの効果検証も必要である（例えば、災害時の緊急対応の体制が条例制定前と比較し良くなっているのか等の検証）。効果検証をどの手法で分析していくのかという部分は難しいが、事務局からの説明にもあったように、様々な視点を持っておくということは、大事である。

今回、粗々ではあるものの、京都市の経済（建設業）の市内総生産に占める公契約の工事発注金額が2割程度であるという調査結果をお示しいただいたが、この数字が京都市の経済に与えた影響として大きいのか小さいのかという分析も必要であり、そのためには、入札・契約制度を用いて、京都市の経済に対するどの程度の影響力を期待しているのかという目標設定が必要である。

そもそも京都市経済への効果は、前提として市全体で行われている産業政策によって産まれるものであり、あくまで、入札契約制度による効果は補完的なものであると認識している。まずは、京都市として産業政策にどの程度取り組んでおり、どの程度の経済効果を生じているのかを把握することが前提であり、また、この部署で調査することではなく商工の部署で実施することかとは思いますが、地域内の経済循環を分析しておく必要もある。その中で、市内中小企業の公共工事の受注がこの程度、京都市経済に寄与していると結論づけるようなイメージで分析を進めていく必要がある。

今すぐに結論が出るわけでもないし、時間もかかると思うが、政策効果の検証で経済の観点から進めていくのであれば、こういったアプローチも必要である。

事務局（財政担当局長）

京都市の経済（建設業）の市内総生産に占める公契約の工事発注金額が2割程度であるという調査結果は、私の現時点での理解であるが、あくまで入り口の数字であると思っている。この数字をどう分析していくのかはまだ先の話だが、松若委員の指摘にあったように企業ごとに分析を進めていく必要はあるかなと感じた。ある種の企業において、収益に占める公契約の割合が高いということが分かれば、条例の影響を受けていると実感できるし、例えばアンケート等を通じて調査することも考えられる。

また、産業政策の分析について、公契約がどの程度寄与しているのかを把握することは難しいことだと思うが、丁寧に情報収集しながら、使える指標を駆使し、分析を進めてまいらる。

また、川勝委員から「市内中小企業の受注等の機会の増大」の取組が「競争性」に悪影響を与えていないかというお話があったが、私自身、総務省で地方自治法を担当しており、限定した業者を優遇することに対してはどちらかと言えば違和感があるが、条例の中で事業者の健全な育成を促していく取組をしているわけなので、「競争性」も十分に確保しつつ、どういった効果が得られているのかを調査していく必要がある。今回、経審点の調査をしてもらい、約10年間で、緩やかな上昇傾向にあるという傾向は掴めた。もう少し深堀は必要だが、業者も何かしらの企業としての成

長はしているものと考えており、一定の「競争性」が働く中で取組が進んでいるものと理解している。

松島委員長

これまでの議論は、主に経済面に関するものであったが、例えば災害対応や雇用創出などについても、可能な範囲で、引き続き、調査、分析を進めていってもらえたらと思う。

報告事項（上下水道局）

（委員長による報告の補足）

今回の不祥事案の発生は非常に残念であり、再発防止が最も重要であるが、事件そのものの防止は本委員会の直接の管轄ではない。一方で、報告された問題点の中には契約制度に関連する部分も含まれているため、本委員会及び今後開催される部会において、契約の適正な履行に貢献できる方策がないか検討していきたいと考えている。今回の上下水道局からの報告は、このような本委員会の役割を踏まえて行ってもらった。

川勝委員

今回の（収賄）事案はどのようにして発覚したのか。

事務局

（職員Aの）収賄の件については、去年の7月に逮捕があって発覚した。特定の業者を下請に入れる見返りに金銭を受領したというものであったため、これを受けて、その業者がどれだけ下請に入っているかを調べたところ、確かに他の業者よりも比率が高いということがわかった。

川勝委員

内部で「これは怪しいぞ」ということで調査をされた結果、やはりそうだったということか。例えば委員会等で指摘があったということではなく、内部でわかったということか。

事務局

逮捕を契機として、まず件数の調査をし、4,000件以上を調べた結果、偏りが判明したというものである。

川勝委員

逮捕を契機に調べて発覚したということだが、常にチェックする機能が働いていたわけではなかった、という理解でよいか。

事務局

お見込みのとおりで、常に調べているわけではなかった。今後はまず不正が起こらないような組織体制を構築し、さらに事後的な抜き打ち監査を行うことで、再発防止を図っていきたい。

西野委員

緊急工事の積算（工事発注後の設計書の作成）について、従来は工事が終わった後、事後的に上下水道局で積算していたという理解でよいか。

事務局

ご指摘のとおり、事後であった。

西野委員

今後は、まず事業者が見積もりを出し、それを元に契約するという事か。

事務局

従来は、工事が全て終わってから遡って契約していたため、正確な設計ができた（反面、契約の在り方として適切ではなかった）。今後は、まず目に見える範囲で業者に見積りを提出してもらい概算で契約を結び、工事完了後に、もう一度当局で正式な設計・積算を行い、最終的な見積り合せをする、という形とする。

西野委員

今後想定される大規模災害時においては、このような緊急工事が大量に発生することも考えられる。今回の緊急工事の制度の見直しは、今後の災害対応（への備えとしてのルール作りという観点）としても非常に重要だと感じる。再度、災害時を想定した発注体制の検討も必要かと思う。

事務局

今後の参考にさせていただく。

川勝委員

再発防止策の中にある「人事異動のルールの改善」について、専門性が重要な上下水道局において、人事異動を活発にすることは、技術の確保や継承という点とトレードオフの関係にあるかと思う。そのバランスについて、どのようにお考えか。

事務局

委員ご指摘の点は、局内でももちろん議論があった。「長いということが悪いことではない」という意見もあったが、やはり長期間の在籍が一因となってしまった事実を重く受け止め、ある意味「苦渋の決断」として、今回ルールを改めさせていただいた。技術継承が途切れないよう、別途 DX の活用やデータでのノウハウ蓄積など、様々な方法も含め対応を考えているところである。